



使用済自動車の引渡し・引取り時の注意事項



# 車にごみを入れないで!

使用済自動車に**他車の不要部品**や**生活ごみ**等の**廃棄物**を混入させて引渡し、またはそれを引取る行為は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)**に**違反する場合**があるため、適正に対処するよう注意が必要です。

他車の部品



使用済自動車



生活ごみ



最終所有者・引取業者  
フロン類回収業者

廃棄物を混入させて処理を委託した場合は、廃棄物処理法における**委託基準違反**(※)に該当する場合があります。

引取業者  
(最終所有者から引取)  
解体業者  
(前工程事業者から引取)

廃棄物を処理するには、廃棄物処理法に基づく**処理業の許可**が必要です。  
また、産業廃棄物が混入した使用済自動車を引き取った場合は廃棄物処理法における**受託禁止違反**(※)に該当する場合があります。

※委託基準違反、受託禁止違反には、**廃棄物処理法第25条(罰則)**「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科」が適用されます。

**引取業者**や**解体業者**は、使用済自動車に異物が混入している等の正当な理由がある場合は**引取りを拒否**することができます。(使用済自動車の再資源化等に関する法律 第9条、第15条)

正当な理由

- ①使用済自動車のリサイクル料金が預託されていない場合
- ②天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ③使用済自動車に異物が混入している場合
- ④使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ⑤使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
- ⑥使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

▶ 廃棄物に関するお問い合わせ先 ▶

【北海道環境生活部 環境局循環型社会推進課】			
札幌市中央区北3条西6丁目 ☎011-204-5199			
空知総合振興局	(環境生活課)	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	☎0126-20-0041
石狩振興局	(環境生活課)	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	☎011-204-5823
後志総合振興局	(環境生活課)	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	☎0136-23-1352
胆振総合振興局	(環境生活課)	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	☎0143-24-9576
日高振興局	(環境生活課)	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	☎0146-22-9253
渡島総合振興局	(環境生活課)	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	☎0138-47-9437
檜山振興局	(環境生活課)	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3	☎0139-52-6492
上川総合振興局	(環境生活課)	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	☎0166-46-5921
留萌振興局	(環境生活課)	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	☎0164-42-8432
宗谷総合振興局	(環境生活課)	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	☎0162-33-2921
オホーツク総合振興局	(環境生活課)	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	☎0152-41-0629
十勝総合振興局	(環境生活課)	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	☎0155-27-8527
釧路総合振興局	(環境生活課)	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	☎0154-43-9153
根室振興局	(環境生活課)	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	☎0153-23-6821

【政令市】

札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課	〒060-8611 札幌市中央区北1西2	☎011-211-2927
函館市 環境部 環境対策課	〒040-0022 函館市日乃出町26-2	☎0138-56-3827
旭川市 環境部 環境指導課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目	☎0166-25-6369

▶ 取締機関 ▶

【北海道警察本部生活安全部生活経済課】

札幌市西区八軒1条西3丁目 ☎011-251-0110

▶ 発行元 ▶

【北海道自動車処理協同組合】

札幌市清田区美しが丘1条4丁目1-12 ☎011-374-8200

【一般社団法人日本鉄リサイクル工業会北海道支部】

札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル6階 (株)鈴木商会内 ☎011-233-2082